

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-06

修正案

(発行年 / Year)

1910

修正案

起草委員提出

第七百八十三條(舊七百七十八條) 子カ婚
姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ承諾ヲ
得ルコトヲ要ス

父母ノ一方カ知レサルトキ死亡シタル
トキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサ
ルトキハ他ノ一方ノ承諾ノミヲ以テ足
ル

父母共ニ知レサルトキ死亡シタルトキ
又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルト
キハ未成年者ハ其後見人ノ承諾ヲ得ル
コトヲ要ス

第七百八十四條(舊第七百七十九條) 嫡母

法典調査會

又ハ繼父母カ子ノ婚姻ヲ承諾セサルト
キハ親族會ハ子ノ請求ニ因リ其婚姻ヲ
許可スルコトヲ得

第七百八十六條(舊第七百八十一條) 中前九
條ヲ前十條ト改ム

第七百九十二條(舊第七百八十七條) 第七
百七十六條乃至第七百八十二條ノ規定
ニ違反シタル婚姻ハ各當事者其戸主其
直系尊屬及ヒ檢事ヨリ其取消ヲ裁判所
ニ請求スルコトヲ得但檢事ハ當事者ノ
一方カ死亡シタル後ハ之ヲ請求スルコ
トヲ得ス

第七百七十七條乃至第七百七十九條ノ

規定ニ違反シタル婚姻ニ付テハ當事者
ノ配偶者又ハ前配偶者モ亦其取消ヲ請
求スルエトヲ得

法典調査會